

住民票などが
コンビニで
取得できます

下呂市も
3月から

コンビニ交付 始めます!



コンビニ交付とは、コンビニエンスストアなどで、住民票の写しなどの交付を受けることができる行政サービスの通称です。このサービスは、市内に限らず全国の提携店舗で利用することができ、市役所が開いていない時間帯でも利用することができます。

交付は、店内にある複合機でマイナンバーカードを使用し、ご自身で操作して行います。

【市民課】

サービス開始日時 ● 平成30年3月5日(月) 午前6時30分から

取得できる証明書など

- ① 住民票の写し
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 戸籍証明書
- ④ 戸籍附票
- ⑤ 税証明

謄本、抄本

所得証明書、課税証明書
所得課税証明書



※下呂市に住所登録のない人が③と④を取得するには、事前の登録申請が必要になります。

コンビニ交付が
利用できる

時間

- ① 住民票の写し
- ② 印鑑登録証明書
- ⑤ 税証明

6時30分～
23時

- ③ 戸籍証明書
- ④ 戸籍附票

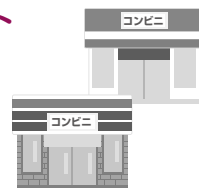
9時～
17時(平日)

※ただし、年末年始(12/29～1/3)は
利用できません。

コンビニ交付が
利用できる

店舗

- サークルKサンクス
- ローソン
- ファミリーマート
- セブン-イレブン
- ミニストップ
- イオンリテール



※市内11店舗、全国約52,000店舗

1

コンビニ交付に必要なもの

①マイナンバーカード

(利用者証明用電子証明書付き)

※個人番号通知カード、住民基本台帳カード、印鑑登録カードなどでは利用できません。



②パスワード

使用するパスワードは、マイナンバーカード交付時に設定した利用者証明用電子証明書用(4桁の数字)です。

※入力を3回誤ると、電子証明書の機能が使えなくなり、証明書の交付ができなくなりますので注意してください。パスワードを忘れてしまったり、入力を誤って失効してしまったりした場合は、市役所でパスワードの再設定の申請が必要になります。

③利用料

市役所窓口で交付を受ける場合の手数料と、同額です。

2

コンビニ交付利用にあたっての注意

- ・本人や世帯員が戸籍や住民票の異動を行っている、もしくは最近行った場合、その事務処理が完了するまでコンビニ交付サービスは利用できません。
- ・下呂市の住民でなくても、本籍が下呂市にあれば戸籍に関する証明発行が受けられます。ただし、事前に申請しておく必要があります。申請はコンビニの複合機(一部不可)か、ICカードリーダーライターを接続したパソコンから行えます。登録には平日5日程度が必要です。
- ・コンビニ交付の証明では、A4サイズのコピー用紙(白紙)の両面に、改ざん防止の特殊な印刷が行われるため、発行に時間がかかる場合があります。(市役所窓口での証明用紙と異なります)
- ・証明書が複数枚となる場合、市役所窓口ではステープラ(ホチキス止め)をしますが、コンビニ交付ではページ番号と固有番号の印字になります。必ず枚数を確認してください。
- ・一度発行されると返金はできません。また、別の証明書などに交換することもできません。

3

マイナンバーカードの利用についての注意



マイナンバーカードは、あなたの個人情報(氏名・住所・生年月日・性別)に加え、裏面に個人番号(12桁の個人別の番号)が記載されている大切なものです。

コンビニ交付を利用する際には、カードの取り忘れに注意し、発行中はその場を離れないようにしてください。また、パスワードのメモ書きなども、他人に見られないように注意してください。

なお、コンビニ交付のセキュリティ対策として使用するデータを暗号化したり、専用回線で送受信したり、証明発行終了後すぐに機器内のデータを消去したりするなどしています。

4

マイナンバーカードの取得について

コンビニ交付に必要なマイナンバーカードを取得するには、次の4つの方法があります。

(郵送) 「個人番号通知カード」に同封されている申請書に、記名、押印、顔写真を貼り郵送する。

(スマートフォン) カメラで顔写真を撮影し、申請用WEBサイトにアクセスする。(申請用IDが必要です)

(パソコン) 顔写真データを準備し、申請用WEBサイトにアクセスする。(申請用IDが必要です)

(証明用写真機) 街中にある通信機能が付いた証明用写真機で、その場で写真を撮り申請する。(交付申請書にあるQRコードが必要です)



※いずれの方法でも、申請してから1カ月ぐらいうると、市役所から受け取りの案内ハガキが届きますので、必要書類などを用意し、申請者本人が市役所まで受け取りに来てください。

※申請書を紛失した場合や、申請書に記載された住所や氏名に変更があった場合は、下呂市役所または各振興事務所でも再発行できます。

(問合先 市民課 ☎ 24-2222)